横浜市立本宿小学校いじめ防止基本方針

策定日　平成26年3月10日
改定日　令和 6年3月15日

1 いじめ防止に向けた考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止のための基本的な考え方と内容

〇いじめの未然防止

・安心できる人間関係づくり
・自己肯定感を高める授業
・自己有用感を感じられる活動

⇒

・子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用
・人権月間など、学年に応じた人権教育の推進
・どの児童も参加し、活躍できる授業づくり
・異学年活動のスマイル活動や児童会活動の実践

〇いじめの早期発見

・いじめを見逃さない体制づくり
・教育相談の充実
・教職員の意識向上

⇒

・いじめ防止対策委員会や職員会議による児童の様子の情報共有・共通理解
・年４回の定期的なアンケート、子ども一人ひとりとの教育相談の実施
・人権研修、児童理解研修、特別支援教育研修の実施

〇いじめに対する措置

・組織的な対応の徹底
・児童・保護者との信頼関係の確立
・関係機関との連携

⇒

・いじめ防止対策委員会による組織的対応
・いじめにあった児童への支援と心のケア
・いじめに関係する児童への指導と中長期的な指導体制づくり
・必要に応じ、警察を含めた関係機関との連携

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 組織の構成

学校経営の基盤となる教務会を活用する。構成員は、学校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任教諭、養護教諭。必要に応じて、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加を求める。

(2) 組織の役割

いじめの未然防止に向けて、児童の情報共有、共通理解を行う。いじめの疑いのあるときは、臨時いじめ防止対策委員会を速やかに招集し、方針の立案や対応を組織的に行う。

また教職員の「いじめ」に対する意識向上のための研修会を行うとともに、職員会議の児童理解の時間を活用し、全職員での共通理解を図る。

3 年間計画

月	内　　容
4	組織の役割の確認。新年度の児童の実態把握・情報収集
5・6	「きいて!きいて!月間」 ・横浜プログラム「学校生活アンケート」の実施。YP アセスメントの分析 ・「いじめの早期発見のためのアンケート」の実施（記名式）。児童との教育相談。 ・児童会のテーマをもとに、各クラスで「居心地のよい学校」について考える。 ・全職員による児童理解
7	・横浜子ども会議①（中学校ブロックでの話し合い） ・各学年で情報モラル教育を実施。 ・個人面談による保護者、児童の教育ニーズの把握 ・教職員の児童理解研修、特別支援教育研修
8・9	・横浜子ども会議②（旭区） ・夏季休業明けの児童の実態の共通理解 ・横浜プログラム「SOSの出し方・受け方教育」の実施
10	・各学年児童の実態把握、支援検討 ・全職員による児童理解
11	・「いじめ解決アンケート」の実施（無記名）。全児童との教育相談
12	「いじめ解決一斉キャンペーン」 ・人権月間の取り組み ・個人面談による保護者・児童の教育ニーズの把握
1	「きいて!きいて!月間」 ・横浜プログラム「学校生活アンケート」②の実施。児童との面談。YP アセスメント分析
2	各学年児童の実態把握、児童理解
3	・学級編制、次年度に向けてのまとめと引き継ぎ ・いじめ防止基本方針の点検・見直し

※いじめ防止対策委員会（定期：月１回、随時）　※保護者への情報モラルの啓発を行う。

4 重大事態への対処

（1）重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項おいては、「いじめの重大事態」の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）とされている。

（2）発生の報告

・学校いじめ防止対策委員会を中核に、組織的かつ迅速に対応する。
・直ちに関係機関と連携を図って対応する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回は点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う。